

【点検結果表の別紙】

《行政費用の分析に係る補足説明》

勧告、報告徴収及び命令に係る行政庁が行う措置は事務手続にすぎないことから、仮に当該措置の件数が増加したとしても、現行制度と比較して増加する行政費用は多大ではないと評価書に記載している。